

特別養護老人ホーム 大年寺山ジェロントピア（長期入所）利用者負担金一覧表（1割負担）

令和3年8月1日現在

	居住・食費の負担限度額区分(下表参照)	A介護費(介護度別)	B共通体制加算(下表の①※)	C処遇改善加算Ⅰ(A+B)×8.3%	D特定処遇改善加算Ⅰ(A+B)×2.7%	E居住費	F食事費	G日額(A+B+C+D+E+F)	合計月額(G×30日)
要介護1	第1段階					820	300	1,950	58,488
	" 2 "	6696	2880	794	258	820	390	2,040	61,188
	" 3 "	670	78	62	20	1,310	650	2,790	83,688
	" 3 " ②					1,310	1,360	3,500	104,988
	" 4 "					2,150	1,445	4,425	132,738
要介護2	第1段階					820	300	2,026	60,792
	" 2 "	7394	2880	852	277	820	390	2,116	63,492
	" 3 "	739	78	67	22	1,310	650	2,866	85,992
	" 3 " ②					1,310	1,360	3,576	107,292
	" 4 "					2,150	1,445	4,501	135,042
要介護3	第1段階					820	300	2,111	63,330
	" 2 "	8144	2880	914	297	820	390	2,201	66,030
	" 3 "	815	78	74	24	1,310	650	2,951	88,530
	" 3 " ②					1,310	1,360	3,661	109,830
	" 4 "					2,150	1,445	4,586	137,580
要介護4	第1段階					820	300	2,190	65,700
	" 2 "	8852	2880	973	316	820	390	2,280	68,400
	" 3 "	886	78	80	26	1,310	650	3,030	90,900
	" 3 " ②					1,310	1,360	3,740	112,200
	" 4 "					2,150	1,445	4,665	139,950
要介護5	第1段階					820	300	2,264	67,920
	" 2 "	9540	2880	1030	335	820	390	2,354	70,620
	" 3 "	954	78	85	27	1,310	650	3,104	93,120
	" 3 " ②					1,310	1,360	3,814	114,420
	" 4 "					2,150	1,445	4,739	142,170

その他の加算① (通常算定するもの)	G日額(円)	月額(円)
日常生活継続支援加算Ⅱ(46単位/日)	48	1,440
夜勤職員配置加算Ⅱ口(基準+1の体制)(18単位/日)	18	840
看護体制加算Ⅰ口(常勤看護師1人以上)(4単位/日)	4	210
看護体制加算Ⅱ口(常勤看護師2・基準+1人)(8単位/日)	8	390
合計	78	2,880

その他の加算②(個別に算定するもの)
<ul style="list-style-type: none"> 療養食加算(7円/回)(1日3食を限度) 入院外泊加算(6日を限度)(253円) 安全対策体制加算(入所時1回のみ21円) 排せつ支援加算Ⅰ(103円/月)Ⅱ(15円)Ⅲ(20円)(医療と連携し状態が向上) 看取り介護加算Ⅰ(死亡日+死亡日迄の日数による:1,315円~8,367円) 褥瘡マネジメント加算Ⅰ(31円/月)Ⅱ(13円/月) 外泊時在宅サービス利用時の費用(576円/日) 再入所時栄養連携加算(205円/回)(医療と連携) 退所等相談援助加算(411~514円) 初期加算(30日を限度)(30円)

居住・食費の負担限度額区分（1～3段階は市町村民税世帯非課税）

第1段階	老齢福祉年金受給者（生活保護受給者は小規模生活単位型施設を利用できない場合があります）	※預貯金額の要件 R3. 8. 1～変更
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額（障害者年金・遺族年金を除く）が年額で80万円以下	単身650万円、夫婦1,650万円
第3段階	合計所得金額+課税年金収入額が年額で80万円超120万円以下（年金収入だけの場合は266万円）	単身550万円、夫婦1,550万円
第3段階②	合計所得金額+課税年金収入額が年額で120万円超	単身500万円、夫婦1,500万円
第4段階	上記以外 ◆1～3段階について、その他特例扱いもあります。 実際の区分認定は市町村が行います。	

※表A・B・C・Dの上段は介護保険適用前の総費用額です。1単位に仙台市の地域区分単価(6級地10.27円)を乗じた金額です。

※A・B・C・Dの利用者負担額は、総費用から保険給付分9割(端数切捨)を引いた額です。下段下線の数字が1割負担の額になります。

※H30年8月1日から、左表の居住・食費の負担限度額区分とは別に、一定の所得がある方は、自己負担額が2割または3割負担になります(負担割合については、7月末までに、仙台市から「介護保険負担割合証」が発行されます)。
2割または3割負担の対象者であっても、高額介護(予防)サービス費の支給対象となる場合がありますので、全員が1割負担の場合と比べて2倍または3倍の負担となる訳ではありません。

その他の実費
・理容(1,200~2,000円/回)
・テレビ持込料500円/月額
・冷蔵庫持込料1,000円/月額